

議員提出議案第4号

A L P S処理水の海洋放出の中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年(2023年)9月22日

提出者 八王子市議会議員 玉正彩加

賛成者 八王子市議会議員 綿林夕夏

同 金子亜希子

同 石井宏和

同 鈴木勇次

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

## A L P S 処理水の海洋放出の中止を求める意見書

2023年8月22日、政府は東京電力福島第一原発で生じているA L P S 処理水の処分をめぐり、「海洋放出」時期を関係閣僚会議で決定し、東京電力は24日に放出を開始した。

まず、2015年に東京電力及び日本政府は福島県漁業協同組合連合会（以下、県漁連）に対してA L P S 処理水に関し、「漁業関係者を含む関係者への丁寧な説明等必要な取組を行うこととしており、こうしたプロセスや関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と約束した。県漁連、全漁連（全国漁業協同組合連合会）は放出に対して繰り返し反対の意思表示をしており、多くの問題を抱えたまま、関係閣僚会議で政府の方針を決定したことは民主的なプロセスとは言えない。

海洋放出ありきの検討課程も問題である。技術者や研究者も参加する原子力市民委員会は、大型タンク貯留案や、モルタル固化処分案など、安定的に保管でき、放射性物質の海洋放出リスクを遮断できる代替案を提案しているが、公の場で議論はなされていない。

通常運転中の国内外の原発から排出されているトリチウムだが、環境中のトリチウム量が少しずつ多くなっている累積的影響についてはまだわかっておらず、このまま放置してはならない世界規模の問題である。福島第一原子力発電所においては、燃料デブリの冷却水と原子炉建屋及びタービン建屋に流入した地下水や雨水が混ざり合うことで発生した汚染水を、多核種除去設備（A L P S）で処理し、タンクに貯蔵しており、その量は134万立方メートル（2023年7月現在）である。当初東京電力は、A L P S を通すことにより、トリチウム以外の放射性物質は除去できており、基準を満たしていると説明していたが、メディアの報道をきっかけにトリチウム以外の放射性物質も基準を超えて残留していることが明らかとなった。

現在、東京電力はトリチウム以外の放射性物質について、「二次処理して基準以下にする」としているが、どのような放射性物質がどの程度残留するか総量は示されていない。東京電力が詳細な放射能測定を行っているのは全体の3%弱に相当する3つのタンク群に過ぎない。今回の処理方法は海水をくみ上げて汚染水を希釈し、海に放出する手法を取り入れている。汚染物質そのものが無毒化されていないため、これらの放射性物質の環境蓄積や生態濃縮が起こりうる可能性があり、これらの取り込みによる内部被曝も懸念される。まずは、トリチウム及びA L P S 処理水に含まれる放射性物質の状況を把握し、海洋生物への影響や私たち生活者への影響について、正しく理解をして判断できる知識を持つことが重要であり、そのための適切な情報公開が必要と考える。

マーシャル諸島やオセアニア地域などの太平洋島諸国からは、放射性物質の海洋放出は、海洋資源に大きく生活を依存している太平洋諸島の命と暮らしを脅かす問題であるのに、事前の相談もないことに遺憾の意が示された。短期的・長期的に環境や人間に及ぼす損失よりも、利便性と経費を優先させるものだとは非難し、東京電力と日本政府の汚染水の海洋放出ありきの福島第一原子力発電所廃炉計画全体の包括的な見直しを緊急に実施するよう要請している。事故当時、大量の放射性物質が大気中や海中に放出され、これ以上放射性物質を太平洋に流してはならないと代替が求められている。戦前日本の統治下にあった地域もあり、また米国等による度重なる核実験や核廃棄物処理などによって被曝を強いられた太平洋の諸島の人々への影響を想像し、政策決定すべきである。

また、近隣国の動きを見ても、海洋放出による風評被害や実害は必至である。これまで10年間被災地復興のために努力してきた漁業関係者に大きな失望を与え、再び漁民の生活や希望を奪うことにつながる。

よって、八王子市議会はALPS処理水の海洋放出に関し、政府に対し、ALPS処理水に含まれる放射性物質の全容把握と情報公開を行い、海洋放出を即時に停止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）9月22日

議長名

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
環境大臣  
復興大臣  
原子力規制委員会委員長

} あて